

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第8号

四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

四日市市立小中学校管理規則（平成13年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育課程)</p> <p>第5条 校長は、文部科学大臣が定める学習指導要領に従うとともに、委員会が定める<u>四日市市学校教育ビジョン及び学校教育指導方針</u>により、各学校の児童又は生徒及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年4月末日までに委員会に届け出なければならない。</p> <p>(学校評議員)</p> <p>第36条 学校に、学校評議員を置く。 <u>ただし、四日市版コミュニティスクール運営要綱（平成22年3月30日教委告示第8号）に基づき、四日市版コミュニティスクールに指定された学校については、学校評議員を置かないことができる。</u></p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>(教育課程)</p> <p>第5条 校長は、文部科学大臣が定める学習指導要領に従うとともに、委員会が定める<u>学校教育指導方針</u>により、各学校の児童又は生徒及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年4月末日までに委員会に届け出なければならない。</p> <p>(学校評議員)</p> <p>第36条 学校に、学校評議員を置く。</p> <p>2から5まで (略)</p>

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会学校教育課)